## 報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

提出者 足立区長 近藤弥生

## 専決処分書

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月8日

足立区長 近藤弥生

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金未納分の納付につき、 下記により和解する。

記

- 1 相手方 足立区花畑在住者
- 2 和解の要旨別紙和解条項(案)のとおり

## 和解条項(案)

- 1 被告は、原告に対し、学童保育室保護者負担金合計 5 4 , 0 0 0 円 の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成31年4月から同年12 月まで毎月末日限り6,00円ずつ、原告の交付する納付書により 支払う。
- 3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に期限の 利益を失い、被告は、原告に対し、残金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、本件に関し、原告及び被告の間に、本和解条項に定 めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

平成 年 月 日